

黒部市人事行政の運営等の状況について

黒部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和4年度における状況について、次のとおりお知らせします。（一部は、令和5年4月1日現在の状況です。）

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	40,072	23,680,960	779,333	3,206,346	13.5	12.7

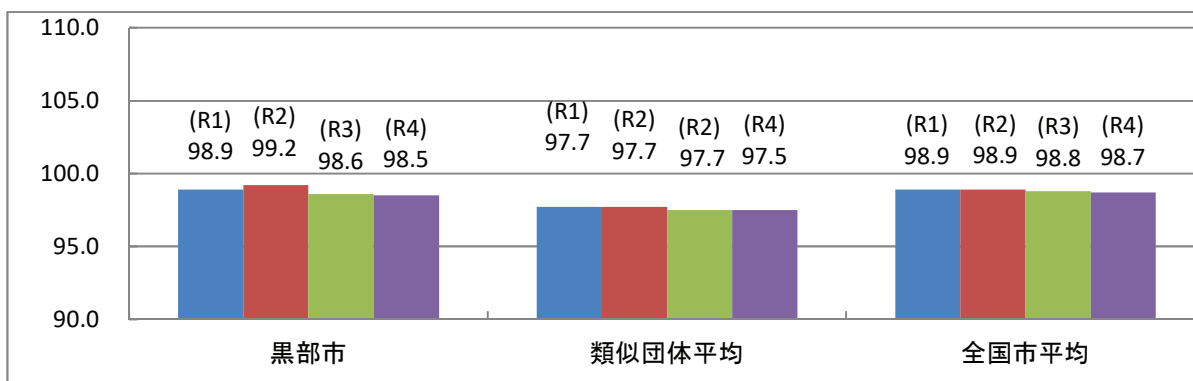
- (注) 1 人件費には、一般職の給料、手当、共済費のほか特別職（市長や各種委員）の給料、議員報酬などを含まれます。
 2 一般会計とは、病院事業・上下水道事業等を除く市の事業全般を行うための会計をいいます。
 3 実質収支とは、形式収支（歳入－歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	職員給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	347	1,227,354	215,710	482,331	1,925,395	5,548

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与の改定状況について

【概要】

国の給与制度においては、地域の民間給与水準の状況を反映した給与とするため、毎年俸給表及び地域手当（本市は支給非該当地域）の支給割合の見直し等に取り組んでいます。

① 給料表の見直し [実施 ・ 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期)	令和5年4月1日
(内容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、国と同じく給与表の改定（初任給の引き上げ、及び、30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について改定。平均改定率1.1%）

② その他の見直し内容

・ 期末勤勉手当について、国と同じく支給月数を0.10月分引き上げ(4.50月)
--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
黒部市	40.5 歳	310,500 円	396,800 円
富山県	43.5 歳	321,600 円	393,100 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です（以下、同様です。）。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです（以下、同様です。）。

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
黒部市	52.2 歳	290,300 円	318,300 円
うち 校務助手	53.7 歳	297,200 円	— 円
富山県	59.7 歳	254,700 円	274,000 円

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分	黒部市	富山県	国	
一般行政職	大学卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	151,900 円	151,900 円
	中学卒	— 円	143,800 円	143,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数			
		10年以上~15年未満	20年以上~25年未満	25年以上~30年未満	30年以上~35年未満
一般行政職	大学卒	274,200 円	363,000 円	386,600 円	407,900 円
	高校卒	247,200 円	該当者無し 円	379,300 円	384,600 円
技能労務職	高校卒	該当者無し 円	該当者無し 円	286,100 円	300,300 円
	中学卒	該当者無し 円	該当者無し 円	該当者無し 円	該当者無し 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

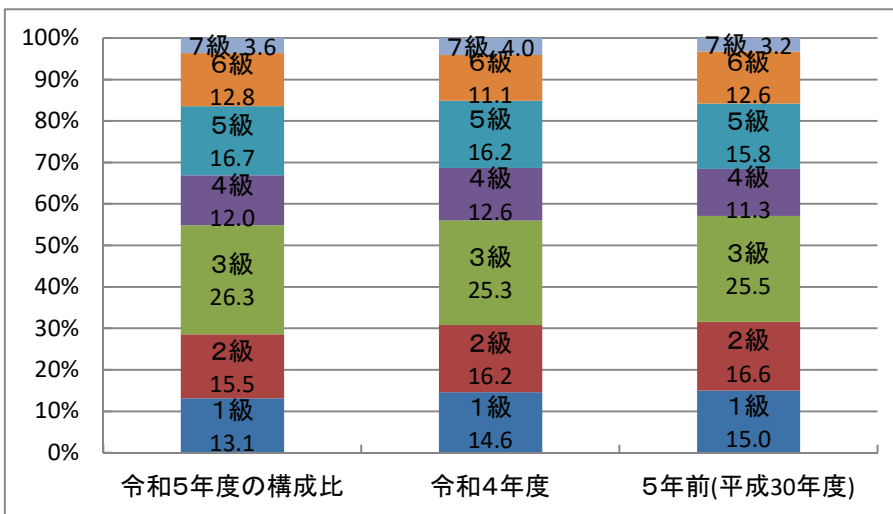
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	33 人	13.1 %	150,100 円	247,600 円
2級	主事・技師	39 人	15.5 %	198,500 円	304,200 円
3級	主査・主任	66 人	26.3 %	234,400 円	350,000 円
4級	係長・主査	30 人	12.0 %	266,000 円	381,000 円
5級	主幹・課長補佐	42 人	16.7 %	290,700 円	393,000 円
6級	次長・課長	32 人	12.8 %	319,200 円	410,200 円
7級	部長	9 人	3.6 %	362,900 円	444,900 円
合計		251 人	100.0 %	— 円	— 円

(注) 1 黒部市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒 部 市	富 山 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,422 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,579 千円	-
【令和4年度支給割合】 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	【令和4年度支給割合】 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	【令和4年度支給割合】 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による 役職加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 なし	【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による 役職加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による 役職加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

黒 部 市			国		
(支給率)			(支給率)		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分	勤続20年	19.670 月分	24.587 月分
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分	勤続25年	28.040 月分	33.271 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
自己都合 応募認定・定年			自己都合 応募認定・定年		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	1,515 千円	20,920 千円	平均支給額	1,515 千円	20,920 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	一般会計	8,464 千円	全会計(病院除く)	8,476 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	一般会計	87,258 円	全会計(病院除く)	82,291 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	一般会計	28.0 %	全会計(病院除く)	27.8 %
手当の種類（手当数）	一般会計	7 種類	全体	14 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
市税徴収等事務従事手当	税務課・こども支援課 保険年金課・都市計画課 上下水道経営課	(1) 市税及び国民健康保険 税の徴収業務、同滞納処分業 務の外勤に従事した職員 (2) 市営住宅家賃、保育 料、幼稚園授業料、下水道受 益者負担金、下水道使用料又 は水道料金の収納業務の外勤 に従事した職員	日額	200 円
感染症防疫業務従事手当	健康増進課・農業水産課 市民病院	(1) 感染症又は感染症の疑 いのある患者の救護に従事し た職員 (2) 菌の付着又は付着の危 険がある物件の処理業務に従 事した職員 (3) 家畜の防疫業務に従事 した職員	日額	200 円
行旅病人及び行旅死亡人の 取扱業務従事手当	福祉課・健康増進課	(1) 行旅病人の取扱業務に 従事した職員 (2) 行旅死亡人の取扱業務 に従事した職員	1件	700 円
鳥獣の死体処理等業務従事手当	市民環境課・農林整備課 生涯学習文化課	鳥獣の死体処理及び危険害虫 駆除に従事した職員	1件	400 円
用地買収及び 物件移転交渉事務従事手当	全職員	用地買収等の外勤業務に従事 した職員	日額	200 円
特殊車両運転業務従事手当	全職員	除雪等で特殊車両の運転に従 事した職員	日額	500 円
水道補修業務従事手当	全職員	冬季(12月1日から3月31日 まで)期間、水道補修の現場業 務に従事した職員	日額	200 円

医師研究手当	市民病院	(1) 医療業務に従事した期間が1年未満の医師	月額 105,000 円
		(2) 医療業務に従事した期間が1年以上10年未満の医師	月額105,000円+月額5,000円×(期間(年)-1年)
		(3) 医療業務に従事した期間が10年以上の医師	月額155,000円+月額10,000円×(期間(年)-10年)(管理職手当の支給を受ける医師は300,000円を上限とし、それ以外の医師は210,000円を月額の上限とする。)
病院業務従事手当	市民病院	(1) 薬剤業務に従事した技師	日額 500 円
		(2) 診療放射線業務に従事した技師	日額 450 円
		(3) 臨床検査業務に従事した技師	日額 400 円
		(4) リハビリテーション業務に従事した技師	日額 250 円
		(5) 臨床工学業務に従事した技師	日額 400 円
		(6) 歯科衛生業務に従事した技師	日額 300 円
		(7) 視能訓練業務に従事した技師	日額 250 円
		(8) 介護業務等に従事した介護員	日額 450 円
		(9) 早出勤務に従事した職員	日額 400 円
		(10) 保健福祉業務に従事した職員	日額 200 円
		(11) 看護業務等に従事した看護師	日額 450 円
		(12) 助産業務に従事した助産師	日額 550 円
		(13) 第1号から前号までの適用を受けない職員のうち感染等のおそれのある危険業務に従事した職員(医師を除く。)	勤務1回 200 円
		(14) 放射線検査作業の業務に従事した看護師及び技師(放射線技師を除く。)	勤務1回 100 円
		(15) 透析の業務に従事した看護師及び臨床工学技士	勤務1回 100 円
		(16) 死体の解剖業務に従事した職員(医師を除く。)	1体 5,000 円
		(17) 救急医療等のため呼出しを受け業務に従事した職員	呼出1回 1,240 円
		(18) 救急医療等のため閉院日に待機を命ぜられた医師	待機1回 5,000 円
		(19) 救急医療等のため待機を命ぜられた職員(医師を除く。)	待機1回 800 円
		(20) 休日・夜間の分娩業務に従事した産科医師	分娩1回 10,000 円
		(21) 臨床研修医の指導に従事した医師及び歯科医師	日額 500 円
		(22) 抗癌剤調製に従事した職員(医師及び歯科医師を除く。)	勤務1回 200 円
		(23) 中央手術室業務に従事した看護師	勤務1回 200 円

夜間看護業務従事手当	市民病院	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護及び介護業務に従事した職員	
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回 7,700 円
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	
		ア 深夜における勤務時間が4時間以上	勤務1回 4,200 円
		イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	勤務1回 3,400 円
		ウ 深夜における勤務時間が2時間未満	勤務1回 2,500 円
デイサービス業務従事手当	デイサービスセンター	デイサービス業務に従事する職員	日額 300 円
保育士・幼稚園教諭等処遇改善手当	保育士・保育教諭・幼稚園教諭	市立保育所、こども園、幼稚園に勤務する職員	月額 9,000 円
看護職員処遇改善手当	保健師・助産師・看護師・准看護師	市民病院に勤務する職員	月額 4,000 円
介護職員処遇改善手当	介護職員	キャリアール、デイサービスセンターに勤務する職員	月額 9,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度一般会計決算）	100,282 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	412 千円
支給実績（令和3年度一般会計決算）	101,067 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	410 千円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額等)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度一般会計決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	子以外の扶養親族6,500円、子10,000円(16歳から22歳まで5,200円加算)	異 (県の制度に準じています)	○国の制度16歳から22歳まで5,000円加算	21,980 千円	228,958 円
住居手当	借家等 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員28,000円以内	同		12,610 千円	257,347 円
通勤手当	(1) 交通機関等利用者 定期券購入額55,000円以内 (2) 自動車等の交通用具使用者 距離に応じ2,610円から34,890円	異 (県の制度に準じています)	区分と区分ごとの金額	15,763 千円	59,935 円
管理職手当	部長：70,800円 次長：58,200円 課長：54,000円 主幹：39,700円 保育所長・幼稚園長：25,800円	異	区分ごとの金額	39,756 千円	576,174 円
宿日直手当	勤務1回につき、4,400円 (病院の医師以外6,100円、医師一般21,000円、管理職12,000円)	同		1,109 千円	7,393 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等又は平日深夜に勤務した場合、職位に応じて1回6,000円から10,000円まで	異	区分ごとの金額	1,001 千円	21,298 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月までの期間中、職員の扶養者数等に応じて月7,360円から17,800円まで	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等				
給 料	市長	920,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副市長	734,000	円	980,000	円 / 382,500	円
報 酬	議長	466,000	円	540,000	円 / 310,000	円
	副議長	411,000	円	486,000	円 / 279,000	円
	議員	380,000	円	450,000	円 / 259,000	円
期 末 手 当	市長 副市長	(4年度支給割合) 6月期 1.625 月分 12月期 1.675 月分 計 3.30 月分				
	議長 副議長 議員	(4年度支給割合) 6月期 1.625 月分 12月期 1.675 月分 計 3.30 月分				
退 職 手 当	市長	(算定方式)			(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	$920,000 \times 500 / 100 \times 48 \div 12 = 18,400,000$				任期毎
		$734,000 \times 280 / 100 \times 48 \div 12 = 8,220,800$				任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

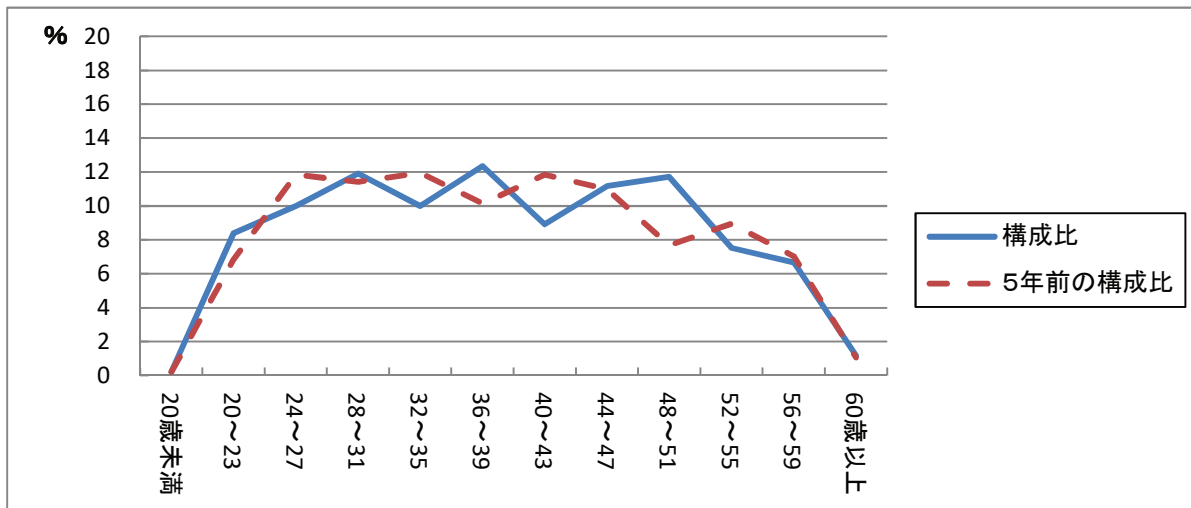
部 門	区 分	職員数 (人)		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和5年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	組織改編による増等 人員体制の見直しによる減 人員体制の見直しによる減 中途退職者の不補充による減 脱炭素化推進のための体制強化による増
		総務	59	57	2	
		税務	17	17	0	
		農林水産	24	25	△ 1	
		商工	10	10	0	
		土木	31	32	△ 1	
		民生	113	118	△ 5	
		衛生	17	18	△ 1	
	計	276	282	△ 6	<参考> 人口1万人当職員数 68.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.13 人)	
	教育部門	51	55	△ 4	技能労務職の退職者に係る正規職員での不補充による減	
消防部門	0	0	0			
小 計	327	337	△ 10	<参考> 人口1万人当職員数 81.60 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.01 人)		
公営企業等 会計部門	病院	569	573	△ 4	退職者の未補充等による減	
	水道	10	10	0	退職者の未補充による減	
	下水道	9	10	△ 1		
	その他	16	17	△ 1		
	小 計	604	610	△ 6		
合 計		931	947	△ 16	<参考> 人口1万人当職員数 232.33 人	
		[988]	[988]			

(注) 1 職員数は一般職（教育長を含む。）に属する職員数であり、一部事務組合への派遣者（1名）を除きます。

2 類似団体の数値は、人口規模、産業構造が類似している団体の平均値です。

3 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	78人	93人	111人	93人	115人	83人	104人	109人	70人	62人	11人	931人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		273人	274人	280人	279人	282人	276人	3人 (1.1 %)
教育		64人	62人	58人	58人	55人	51人	△13人 (△20.3 %)
消防		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人 (- %)
普通会計 計		337人	336人	338人	337人	337人	327人	△10人 (△3.0 %)
公営企業等会計 計		600人	595人	600人	609人	610人	604人	4人 (0.7 %)
総合計		937人	931人	938人	946人	947人	931人	△6人 (△0.6 %)

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	8時30分から17時15分まで	休憩時間	12時00分から13時00分まで
------	-----------------	------	------------------

令和5年4月1日現在の勤務時間は原則として上記のとおりです。（窓口は17：45まで）
公務の運営上の事情により、特別な形態により勤務する必要がある職員（病院等勤務職員）は、上記と異なります。

(2) 休暇制度の概要、種類

職員の休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づき、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

年次有給休暇	労働基準法第39条の規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です（産前産後休暇、夏季休暇、ボランティア休暇等）。
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 休暇制度の取得状況

令和4年1月1日から12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は8.0日となっており、前年（8.1日）に比べ、0.1日減少しました。

また、令和4年度中に病気休暇を22人取得しており、取得期間の最長日数は90日です（病院を除く）。
介護休暇の取得はありませんでした。

(4) 育児休業制度の取得状況

令和4年度に育児休業を取得した職員は、22人（女性21人、男性1人）であり、前年度（17人）に比べ、5人増加しました。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分の件数(令和4年度)					懲戒処分の件数(令和4年度)				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
—	—	9人	—	9人	—	—	—	—	—

(注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその責務を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

2 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分です。

9 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、職員に対して次のような義務、禁止及び制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（同法第38条）

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

令和4年度に実施した職員研修の概要は、次のとおりです。（市民病院職員を対象とした研修を除きます。）

区分	主な内容	延べ件数
自主研修	自己啓発支援の一環として研修の受講を支援 各種通信教育	11 人
職場研修	職務遂行上求められる技能・能力を身につけるため招致講師による研修会を実施 人事評価研修、コンプライアンス研修、業務改善研修	53 人 2 日
基本研修	課長・係長などの職位ごとに区分された研修 (新任職員、中堅基礎、中堅継続、新任係長、現任係長、 新任主幹、新任所属長、現任課長 等)	69 人 17 日
専門研修	専門知識・技術の習得等を目的に専門機関において研修を受講 富山県職員研修所、富山県市町村職員研修機構、市町村アカデミー、 全国市町村国際文化研修所、(一社)日本経営協会 等	117 人
委託派遣研修	富山県 2人	2 人

(2) 勤務成績の評定の概要

勤務成績の評定は、職員がその職務に応じて持つべき管理監督能力、一人ひとりが備えておくべき能力や求められる態度、自らが掲げる目標による業務管理状況に対して、原則、直属の上司等2名からの評定を定期に実施しています。実施においては、職員の人材育成として能力や資質の向上と職務の円滑な遂行を目指すものです。なお、評定結果は昇任や人事異動の資料とするほか、国県の基準に準じて昇給や勤勉手当に反映させています。

11 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 共済制度の概要

地方公務員共済組合法に基づき、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として、富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

①共済組合によって実施されている事業の概要

区分	主な内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気、けが、出産等に対する必要な給付を行うもの
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行うもの
福祉事業	組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行うもの

②共済組合に対する負担金

共済組合に対し、法令等に基づき、令和4年中に黒部市が負担金として支出した額は次のとおりです。

令和4年度共済組合負担金 417,548 千円

(2) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和4年度の公務災害補償制度の状況は、次のとおりです。

種類	内容等	補償の状況
		金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、「上記療養」と記載）に必要な費用を支給します。	4 件
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0 件
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	1 件
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員及び遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0 件
計		5 件

(注) 市民病院職員分を含みません。

12 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度において、該当ありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

令和4年度において、該当ありません。